

青森県建築基準法施行条例の一部改正（案）の概要

1. 改正理由

「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が令和4年6月17日に公布され、「建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）」の改正が行われ、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）の一部を改正する政令（令和6年政令第172号）が令和6年4月19日に公布、令和7年4月1日から施行されること等に伴い、所要の改正を行うものである。

また、県内に義務教育学校が開校するため、所要の改正を行うものである。

2. 建築基準法施行令の改正内容

条例改正に係る令の改正内容は、木造の建築物における柱の小径基準の見直し（令第43条関係）及び木造の建築物における壁量計算基準の見直し（令第46条関係）である。

(1) 柱の小径基準の見直し

木造の建築物における柱の小径について、横架材の相互間の垂直距離に対して、建築物の用途及び規模等に応じて改正告示（平成12年建設省告示第1349号「構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対する木造の柱の小径の割合等を定める件」）で定める割合以上のものとしなければならないこととされ、改正前の令第43条の割合を示す表は削除された。

(2) 壁量計算基準の見直し

階数が2以上又は延べ面積が50㎡超の木造の建築物においては、水平力により破壊等が生じない強度を有する材料を用いるものとして改正告示（昭和56年建設省告示第1100号「木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件」）で定める軸組又は国土交通大臣の認定を受けた軸組を、地震及び風圧に対して安全性を担保できるものとして告示（同）で定める基準に従って設置しなければならないこととされ、改正前の階の床面積に乗じる数値を定める令第46条の表2は削除された。

3. 条例の改正内容

(1) 「柱の小径」（第8条）の削除

現行の第8条は、令第43条の表における（一）重い屋根、（二）軽い屋根、（三）中間の屋根のうち、（二）の建築物であっても（三）の割合を採用するものとしている。また、令第46条の表2においても準用され、（二）の建築物であっても（三）の割合を採用するものとしている。

改正後は、これらの表が削除され、新たな算定方法により基準への適合を確かめることとなるため、第8条の規定については削除する。

(2) 「自動車車庫等の敷地と道路との関係」（第12条）に義務教育学校を追加

令和7年4月1日に、県内初の義務教育学校である六戸町立義務教育学校六戸学園が開校する。このことに伴い、小学校等の主要な出入り口から20m以内に床面積が500㎡以上の自動車車庫等の敷地の自動車の出入口を設けてはならないとする規定に、「義務教育学校の前期課程」を追加する。

(3) その他所要の改正

4. 施行期日

令和7年4月1日

○青森県建築基準法施行条例の一部改正（案） 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(削除) 第八条 (略) 第九条 (略) (自動車車庫等の敷地と道路との関係) 第十二条 (略) 一～三 (略) 四 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)、特別支援学校、幼稚園、児童福祉施設等(令第百十五条の三第一号に規定する児童福祉施設等をいう。以下同じ。)又は公園の主要な出入口から二十メートル以内の箇所 五 (略) 2～3 (略)	(柱の小径) 第八条 令第四十三条第一項の表の(二)に該当する建築物の構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及びけた行方向の小径は、同項ただし書に該当する場合を除き、それぞれの方向でその柱に接着する土台、足固め、胴差、はり、けたその他の構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対して、同表の(三)に掲げるそれぞれの割合以上のものでなければならない。 第九条 (略) 第九条の二 (略) (自動車車庫等の敷地と道路との関係) 第十二条 (略) 一～三 (略) 四 小学校、特別支援学校、幼稚園、児童福祉施設等(令第十九条第一項に規定する児童福祉施設等をいう。以下同じ。)又は公園の主要な出入口から二十メートル以内の箇所 五 (略) 2～3 (略)